資料６

外来医療計画（新規開業者の状況と医療機器の共同利用計画）について

湯浅保健所

一般診療所を新規開業される方へ　（新規開業には移転や法人化等も含みます）

Ｒ８年９月

医療法に基づき、各都道府県は「外来医療計画」を策定しています。

和歌山県外来医療計画は県庁ホームページを参照 →

外来医療計画では、次のようなことを記載しています。
・地域ごとの診療所医師数の相対的な多寡を、外来医師偏在指標として可視化
・新たに地域で開業する医師に対し、地域で不足する外来医療機能等を担うことを協力を求める　→　下記（１）（２）

（１）地域で不足している外来医療機能

保健医療圏	構成市町村	地域で不足する外来医療機能
和歌山	和歌山市　・・・・・・・・・	在宅医療、初期救急（夜間・休日）、学校医、分娩を取り扱う産科・産婦人科
	海南市、紀美野町　・・・・・	上記に加え、産業医、小児科
那　賀	紀の川市、岩出市	在宅医療、初期救急（夜間・休日）、学校医、予防接種、分娩を取り扱う産科・産婦人科
橋　本	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	在宅医療、初期救急（夜間・休日）、学校医、産業医、市町が実施する保健事業への協力、小児科
有　田	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	在宅医療、初期救急（夜間・休日）、学校医、産業医、予防接種、分娩を取り扱う産科・産婦人科、呼吸器科、小児科、死体検案への協力
御　坊	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町	在宅医療、初期救急（夜間・休日）、学校医、乳幼児健診、「医療が不足しつつある地域」について開業や在宅医療の対応などへの協力
田　辺	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町	在宅医療、初期救急（夜間・休日）、学校医、分娩を取り扱う産科・産婦人科
新　宮	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	在宅医療、初期救急（夜間・休日）、学校医

（２）すべての新規開業者へ求める事項（和歌山県内共通）

臨時の予防接種への協力	地域の健康危機管理への対応の観点から、臨時の予防接種が必要となった場合に、可能な範囲での協力をお願いします
病院と診療所が連携して行う医療連携体制への協力	病院及び診療所等が連携して、地域医療を支える上で必要な取組に対し、可能な範囲で積極的な参加をお願いします

手続き

「実施予定の医療機能の報告書(※)」の提出をお願いします。

上記（１）のうち、貴院・貴医師が提供できるものを保健所へご報告ください。
報告いただいた内容は、各地域の郡市医師会・医療機関・市町村等が参加する協議の場において情報共有させていただきます。
※様式は管轄保健所へお問合せください。

○新規開業者の診療機能報告書　提出一覧（有田保健医療圏）

※前回調整会議（令和8年3月26日）以降受理分

提出なし

○医療機器の共同利用計画書　提出一覧（有田保健医療圏）

※前回調整会議（令和8年3月26日）以降受理分

提出なし